

令和6年
3月1日から

戸籍の証明書 の請求が便利 になります



1 **どこでも**
本籍地が遠くにある方でも、
最寄りの市区町村の窓口で
請求できます！

2 **まとめて**
ほしい戸籍の本籍地が全国
各地にあっても、1か所の市
区町村の窓口でまとめて請
求できます！

ボクは
コセキツネ！

とっても便利に
なるんだね！

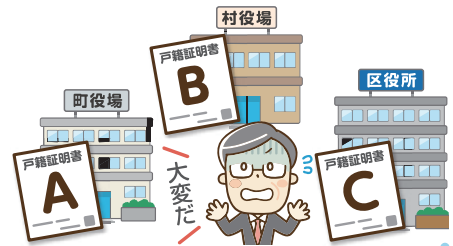
令和6年3月1日から、戸籍証明書
等を最寄りの市区町村の窓口でも
取れるようになるんだ！
さらに、一か所の市区町村の窓口
にまとめて請求できるよ！



そんなことはないよ！

君はだれ？

広域交付始まるの巻

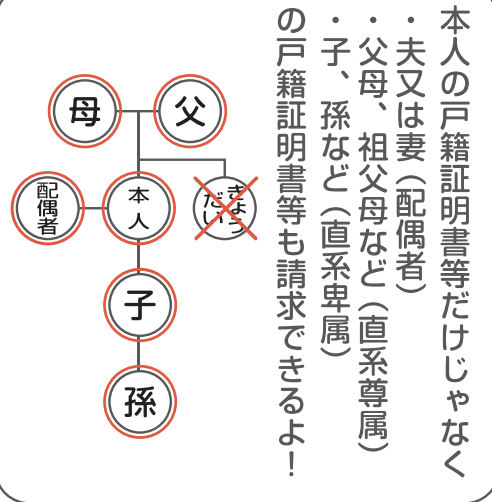


相続の手続を
したいけど、
本籍地が全国
各地にあるから
戸籍証明書を
集めるのが
大変だなあ！



広域交付制度のポイント

- 戸籍証明書等を請求できる方が、市区町村の戸籍担当窓口にお越しになって請求する必要があります(郵送や代理人による請求はできません)。
- 窓口にお越しになった方の顔写真付きの身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提示が必要です。
- 一部、請求できない戸籍証明書があります。
- 茅野市では、出張所での取扱いは行っておりません。



ただし、きょうだいの戸籍
証明書等や亡くなった配偶
者の婚姻前の戸籍証明書等
は請求できないから気をつ
けてね！



制度の詳細はこちらで確認できます。

法務省 戸籍法改正

検索

法務省HP



問い合わせ

茅野市役所 市民課 戸籍係
☎72-2101 (内線 252・253・258)

出典：法務省ウェブサイト (<https://www.moj.go.jp>)
「戸籍の一部を改正する法律について」(法務省)
(https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html)